

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 3 月 5 日提出

越前町長 高 田 浩 樹

専決第4号

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第180条第1項の規定により、専決処分する。

記

和解及び損害賠償額の決定について 別紙

令和8年1月28日専決

越前町長 高 田 浩 樹

## 1 当事者

甲 越前町長 高田 浩樹

乙 福井県丹生郡越前町小曾原  
個人

## 2 事故の概要

令和7年11月26日午前0時40分頃、乙の車両が、町道小曾原・  
檜津線を小曾原方面に走行中、降り続いた雨で冠水した車道に進入し、  
車両が損傷した。

## 3 和解条件

(1) 甲乙双方の過失割合は、甲30%、乙70%とする。

(2) 本件事故による賠償として、修理費用のうち

金125,292円を甲は乙に対して支払うこととする。

(3) 賠償金の支払い後は、乙は甲に対し、その他一切の請求を行わ  
ないものとする。また以上のほか本件事故に関し、相互に何らの  
債権債務がないことを確認する。